

## 業 務 説 明 資 料

この業務は、この説明資料のほか、「横浜市学齢後期障害児支援事業実施要綱」に基づき実施します。

なお、この業務説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、今回のプロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

## 1 件名

医療型学齢後期障害児支援事業業務委託

## 2 業務の目的

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児等が成人期を迎えたときに円滑な自立生活を行えるようにすることを目的とします。

## 3 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、今回のプロポーザルによる選定は、各年度の予算が確定することを前提に5年間有効とします。

## 4 事業の対象者

本事業の対象者は、学齢後期にある発達障害児等及びその家族等とします。ただし、学齢後期前後の移行支援が必要な場合には、その接続期の発達障害児等及びその家族等も対象とします。

## 5 職員の配置等

次の職種の職員を配置します。

- (1) 所長
- (2) 医師
- (3) 看護師
- (4) 相談支援を担当する職員
- (5) 発達支援を担当する職員

※(1)所長は、(2)～(5)のいずれかの職員と兼務できるものとします。

## 6 設備等

事業所には、次の設備を設けるとともに、プライバシーの保護への留意及び保健衛生の確保に努めるものとします。なお、設備は支障のない範囲内において兼用することができるものとします。

- (1) 診察・診療に必要な診療室
- (2) 相談支援に必要な相談室
- (3) 心理的評価に必要な諸室
- (4) 事務室
- (5) その他事業実施に必要な諸室

## 7 事業の対象地域

横浜市域全体を対象とします。

## 8 履行場所

受託者事業所内、学校等関係機関等

## 9 業務内容

- (1) 発達障害児等に対する診察・診療
- (2) 発達障害児等及びその家族等に対する相談支援
- (3) 発達障害児等の心理的評価及び発達障害児等及びその家族等に対する発達支援
- (4) 学校等関係機関との連絡調整及び発達障害に関する技術支援
- (5) 発達障害児等及びその家族等を対象とした勉強会、グループ活動等の実施
- (6) 学校等関係機関への研修会の実施
- (7) その他事業目的の達成に必要な業務
- (8) 横浜市障害者相談支援事業要綱第4条第2項に定める二次相談支援機関としての業務

## 10 相談経路

- (1) 本人、家族、知人等
- (2) 児童相談所、区福祉保健センター
- (3) 学校、教育相談機関、本人の就労先
- (4) 医療機関
- (5) その他の機関

## 11 相談日等

相談日 月曜日から金曜日（祝日を除く）

土曜日、日曜日、年末年始を休業日とします。

相談時間 8:45～17:15

相談の内容に応じて、柔軟に相談支援を行ってください。

## 12 その他

- (1) 事業所の立地等については、現在の医療型学齢後期障害児支援事業の利用者の継続性に配慮してください。
- (2) 他の学齢後期障害児支援事業所、発達障害者支援センターと十分な情報交換、連携を図ってください。
- (3) 課題解決に向けた支援は、関係機関、障害福祉サービス事業所等と協働、連携して行ってください。
- (4) この業務説明書に記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。